

# いわき市特定非営利活動促進法施行細則

平成23年3月31日  
いわき市規則第8号

## (趣旨)

第1条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行については、福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年福島県条例第51号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (設立認証申請書)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、設立認証申請書(第1号様式)によるものとする。

## (公告及び縦覧)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告は、いわき市公告式条例(昭和41年いわき市条例第1号)に定める第2条第2項の掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 法第10条第2項の縦覧は、市民協働部市民協働課において行うものとする。

## (補正書)

第4条 法第10条第3項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正書(第2号様式)により行うものとする。

## (設立登記完了届出書)

第5条 条例第4条第1項の届出書は、設立登記完了届出書(第3号様式)によるものとする。

## (役員変更等届出書)

第6条 条例第5条第1項の届出書は、役員変更等届出書(第4号様式)によるものとする。

## (定款変更認証申請書)

第7条 法第25条第4項の申請書は、定款変更認証申請書(第5号様式)によるものとする。

## (定款変更届出書)

第8条 条例第7条の届出書は、定款変更届出書(第6号様式)によるものとする。

## (定款変更登記事項証明書提出書)

第9条 条例第8条第1項の提出書は、定款変更登記事項証明書提出書(第7号様式)によるものとする。

## (事業報告書等提出書)

第10条 条例第10条第1項の提出書は、事業報告書等提出書(第8号様式)によるものとする。

## (事業報告書等の公開)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める場所は、市民協働部市民協働課とする。

## (閲覧等請求書)

第12条 条例第11条第2項の請求書は、閲覧等請求書(第9号様式)によるものとする。

## (解散認定申請書)

第13条 条例第13条の申請書は、解散認定申請書(第10号様式)によるものとする。

## (解散届出書)

第14条 条例第14条第1項の届出書は、解散届出書(第11号様式)によるものとする。

## (清算人就任届出書)

第15条 条例第14条第2項の届出書は、清算人就任届出書(第12号様式)によるものとする。

## (残余財産譲渡認証申請書)

第16条 条例第15条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(第13号様式)によるものとする。

## (清算結了届出書)

第17条 条例第16条の届出書は、清算結了届出書(第14号様式)によるものとする。

## (合併認証申請書)

第18条 法第34条第4項の申請書は、合併認証申請書(第15号様式)によるものとする。

## (合併登記完了届出書)

第19条 条例第18条において準用する 条例第4条第1項 の届出書は、合併登記完了届出書(第16号様式)によるものとする。

## (身分証明書)

第20条 法第41条第3項の証明書は、身分証明書(第17号様式)によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。